

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 2024/09/18

最終更新日 2024/10/29

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和6年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人高知大学
法人の長の氏名	更新あり	受田浩之
問い合わせ先		高知大学法人企画課 TEL：088-844-8899
URL		https://www.kochi-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【経営協議会からの意見】</p> <p>【補充原則3-3-1①】 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p> <p>報告書の「補充原則3-3-1①」記載欄について、昨年度に行った学長選考手続き改善の取組みをもう少し具体的に記述するよう修文してはどうかと考えます。</p> <p>【本学の回答】</p> <p>昨年度行った学長選考手続き改善の取組みについて、より具体的な記述をしてはどうかとの意見を踏まえ、より具体的な記載に改めました。</p>
		<p>【監事からの意見】</p> <p>国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関し、各原則について基準に適合していることを確認した。</p> <p>ガバナンス・コードの本来の目的は体制の整備状況だけではなく、その運用状況が重要であり、本学を取り巻く社会環境等は日々変遷しつつあることから、継続的に点検をすることでより適切なガバナンス体制の構築に取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、昨年度の報告書において指摘した【補充原則3-3-1③】法人の長の再任を可能とする場合の上限設定については、令和6年1月25日開催の学長選考・監察会議において任期（再任上限）および上限設定の理由を明確にし、公表していることを確認した。</p>

<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>【補充原則 1 - 3⑥ (1)】 経営企画推進機構規則において、『その他戦略本部及び推進本部に関する事項は、別に定める』としてあるが、基準日現在では定められていない。各戦略本部および推進本部に関する事項を明確にし、経営企画推進機構の円滑な運営に取り組んでいただきたい。</p> <p>【本学の回答】 経営企画推進機構の下に置かれている各戦略本部及び推進本部について、ポンチ絵を作成するなどして、それぞれの担当業務のイメージを共有しているところですが、より詳細な事項を規則として定めるかについては、今後検討してまいります。</p> <hr/> <p>【基本原則 4】 及び 【基本原則 4 - 2】 内部統制については今後の法人運営における最重要事項の一つと考えられ、本学においても、内部統制委員会を設置し、体制の整備や強化が進められているところである。「国立大学法人高知大学内部統制規則」において、同委員会は内部統制の整備及び運用状況に関する年1回以上の報告を受け、必要に応じて改善策を決定及び実施することとしてあるが、昨年度は同委員会が未開催である。本学のミッションを有効かつ効率的に果たすためには内部統制システムの実効性確保に向けて役職員一体となった不断の取り組みが必要であることから同委員会を開催し、内部統制に対する理解を深めて適切な運用に取り組んでいただきたい。</p> <p>【本学の回答】 令和5年度に内部統制委員会を開催していなかった件に関しては、執行部内からも指摘があり、令和6年7月10日に内部統制委員会を開催しております。また、同日7月10日に開催した本部運営会議や7月24日の役員会において、内部統制委員会の見直しについて審議し、内部統制に対する理解や運用面の強化も含めて今後の内部統制委員会のあり方について検討を進めているところです。今後も内部統制の適切な運用に努めてまいります。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則 2 - 2 - 1 ~ 原則 2 - 2 - 3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>本学は「教育基本法の精神に則り、国民的合意の下、地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問、研究の充実・発展を推進する。」を理念とし、この理念のもと、教育、研究、地域連携とグローバル化に関する基本目標を掲げて大学運営を行っている。</p> <p>これに加え、令和2年度には、本学が目指す2030年の姿と役割を見据え、高知という地域に軸足を置いた”Super Regional University”となり、「地域を支え地域を変えることができる大学」となることを目指し、「高知大学 Grand Design2030」の策定に向けた検討を開始し、令和3年4月、中・長期的な本学の理念や目標、その方向性や具体的な行動計画を示した同プランを策定した。</p> <p>同プランの策定にあたっては、役員会の下、「大学改革実施検討本部」（本部長：理事（総務・財務・企画担当））を設置し、検討課題ごとに7つの検討部会（座長：副学長、副理事、学長特別補佐）を立ち上げ、学部長、専攻長、学系長、センター長ほか多数の教員、事務担当者が参加して検討を実施し、内容をとりまとめた。</p> <p>同プランの内容は、経営協議会及び教育研究評議会において意見を伺いつつ、令和4年度から令和9年度までの間の中期目標、中期計画案に反映させ、文部科学大臣より16項目の中期目標の提示を受けるとともに、30項目からなる中期計画の認可を受けた。</p> <p>また平成28年度に設置した「経営企画推進機構（機構長：学長）」について、令和6年度に、「2040年に向けた本学の将来構想を検討し、法人としての戦略の企画・立案や戦略実現に向けた施策の推進等を通じて法人の理念と目的の実現に資すること」を目的として新たに定めた。本機構及び下部の戦略本部、推進本部にて上記検討を進めていくのに加えて、第5期中期目標期間中における大学としてのビジョン等についても検討を行っていく。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「大学の理念・基本目標」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/rinen.html ○「第4期中期目標・中期計画等（令和4～9年度）」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00170079/chyuki_mokuhyo_220425.pdf ○「高知大学Grand Design2030」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00157636/granddesign2030.pdf ○「運営組織機構概念図」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00108904/soshiki_gainenzu2018.pdf ○「国立大学法人高知大学経営企画推進機構規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120032.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	<p>「高知大学Grand Design2030」の内容を反映した第4期中期目標・中期計画の進捗状況の確認に関しては、令和4年度の国立大学法人法の改正により年度計画を作成しないこととなったことに伴い、「第4期中期目標・中期計画の自己点検・評価について」（令和4年1月27日 第431回役員会で承認）を制定し、担当理事の下、中期計画の「実施計画」と「評価指標の補足説明」を策定したうえ、中期目標・中期計画の自己評価を年に1回実施し、評価結果を学内ライブラリやホームページを通じて学内外に公表することとした。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「高知大学Grand Design2030」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00157636/granddesign2030.pdf ○「第4期中期目標・中期計画等」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00170079/chyuki_mokuhyo_220425.pdf https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00170086/chyuki_keikaku_220425.pdf ○「第4期中期目標・中期計画の自己点検・評価について」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/teikyo_4ki.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	更新あり	<p>国立大学法人法の規定に則り、「国立大学法人高知大学役員会規則」、「国立大学法人高知大学経営協議会規則」、「国立大学法人高知大学教育研究評議会規則」を制定し、審議事項を定めることにより、運営と教学における責任体制を明確にしている。</p> <p>法人運営に関する検討組織として、2040年に向けた法人の将来構想を検討、戦略の企画・立案や当該戦略の実現に向けた施策の推進等を通じて法人の理念と目的の実現を目指す「高知大学経営企画推進機構」（機構長：学長、構成員：学長、理事）を置いている。</p> <p>また、教学に関する全学組織として、本学の学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士課程に関し、教育課程の実施と教育の内部質保証の推進について審議する「高知大学全学教育機構」（機構長：理事（教育担当））を置いている。</p> <p>上記のとおり、法人運営、教学に関する全学組織が明確な役割分担の下に運営される体制となっている。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「運営組織機構概念図」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00108904/soshiki_gainenzu2018.pdf ○「国立大学法人高知大学役員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120001.pdf ○「国立大学法人高知大学経営協議会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120002.pdf ○「国立大学法人高知大学教育研究評議会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120003.pdf ○「国立大学法人高知大学経営企画推進機構会議規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120032.pdf ○「全学教育機構規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130033.pdf ○「全学教育機構会議規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130034.pdf ○「全学教育機構会議委員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/130051.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>更新あり</p>	<p>教員の多様性の推進等を定めた総合的な人事方針として、第4期中期目標期間中の「教員人事基本方針」を令和3年7月28日に策定した。当該基本方針において、教員の多様性を高めるため、若手教員、外国人教員及び女性教員を積極的に採用することとしている。特に、若手教員及び女性教員は新規採用者のうち、原則6割を若手教員、原則3割を女性教員とすることで組織の若返り及び多様化を図ることとしている。</p> <p>すべての職員が高いモチベーションを保ちながら意欲的に職務に従事し、ワークライフバランスを充実させるとともに、多様な人材がその力を最大限発揮することができるよう「事務局等職員の人事基本方針」を令和4年3月9日に策定した。当該基本方針において、年齢毎に極端な偏りがないように、中長期的にバランスが取れ、かつ、持続可能な年齢構成を目指すとともに、DEI（ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包括性））の推進に努めることを規定している。</p> <p>上述のとおり、個別具体的な人事基本方針として「教員人事基本方針」及び「事務局等職員の人事基本方針」を定めているが、これらを包含した総合的な人事方針を令和5年9月に策定した。</p> <p>総合的な人事方針では、均衡ある年齢構成に留意しつつ、多様な人材がその能力を最大限に発揮できるようダイバーシティの推進等に努めることを規定している。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「国立大学法人高知大学人事基本方針」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00189583/20230921jinji_kihonhoushin.pdf ○「第4期中期目標期間 教員人事基本方針」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00157643/1-3_kyouinnjinnjiki_kihonhoushin.pdf ○「第4期中期目標期間 国立大学法人高知大学における事務局等職員の人事基本方針」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00171885/20220620-1.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	更新あり	<p>本学では、国立大学法人としての社会的な役割を果たすべく、国立大学法人法等の法令を遵守しつつ、自主・自律的活動を継続するために必要な安定的な財政基盤を確保すべく、国立大学法人運営費交付金をはじめ公的資金の支援のほか、自己財源の確保に努めている。</p> <p>また、確保した資金を活用するための支出額を計画的に執行するため、収支状況を見通す中期的な財務計画について、第4期中期計画において自己収入獲得の取組を進め安定的な財務基盤を確立するため中期計画期間中に4億円の増収を目標とする計画を定めるとともに、同計画のその他の記載事項において6年間の「予算計画」「収支計画」「資金計画」を策定し公表している。</p> <p>【公表資料】 ○「第4期中期計画」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00197373/tyuukikeikaku_r6_henkouninka.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)	更新あり	<p>本学は、国から国立大学法人運営費交付金の交付を受けて法人を運営しているという公共的性質に鑑み、教育・研究に係る活動の状況を取りまとめ、コストの見える化を図っている。</p> <p>具体的には、教育・研究上のコストの見える化のため、期中の収支状況の前年度比較とその要因や各部局ごとの予算執行状況をグラフ等を使って分かりやすく説明した「財務状況報告書」を作成し、役員会に報告を行っている。これ以外にも、学部・研究科等別の予算・決算情報を毎年資料化し、全学財務委員会に報告している。</p> <p>また、国立大学法人法の規定に基づき公表される財務諸表においては、令和元年度から各部局別のセグメント情報を附属明細書に記載しており、学内教職員はもとより、広く一般の方にも本学のコストに関する情報を公表している。さらに、財務諸表等の定型的な解説のみならず、各部局の活動状況を財務情報を交えて報告するほか、同規模国立大学との財務指標の比較を行い、本学の位置づけなどを示した「財務レポート」を作成し、本学ホームページで公表している。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「財務レポート」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/financial_report.html ○「令和5年度 財務諸表（第20期事業年度）」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/ ○「附属明細書」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00202206/2023fuzokumeisaisyo.pdf ○「令和5年度事業報告書（第20期事業年度）」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00202220/2023jigyohoukokusyo.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>	更新あり	<p>「役員等候補者の育成に関する基本方針」（役員会決定）を定め公表している。学長から指名された副学長・副理事等は、各担当のキーパーソンとして法人経営のコア業務を所掌している。直近では、次世代に向けて創造的で持続可能な教育研究や大学運営を実現していくため、中・長期的な本学の教育研究及び社会貢献や国際交流等の理念、その取組の方向性及び具体性を示す”高知大学Grand Design2030”を策定することを目的として設置された高知大学「大学改革実施検討本部」において、副学長等は、作業部会（WG）の座長を務めた。こうした学部長等とともに細目の検討を行うことで、法人経営の一端を担わせ、将来の経営人材としての育成を図っている。</p> <p>早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成するために、中堅の事務職員（課長補佐級）を対象に「理事特別補佐（理事から特別の指示された事項を処理することを目的とし、理事の推薦に基づき、事務職員の中から任命され、教員（副学長等）と協働して理事を補佐している）」を設置し、役員の下で企画業務等に従事させ、法人経営の一端を担っている。</p> <p>さらに、大学トップマネジメント研修（政策研究大学院大学）、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（国大協）及び大学マネジメントセミナー（国大協）に管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を積極的かつ計画的に参加させ、次代の経営人材を育成している。</p> <p>【公表資料】 ○役員等候補者の育成に関する基本方針 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00149167/1-4Training_policy.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	<p>「国立大学法人高知大学組織規則」に、理事、副理事、副学長、学長特別補佐について規定している。</p> <p>理事は、同規則において「総務・企画・危機管理」、「教育」、「研究・医療・評価・IR」、「地域連携・広報・ウェルビーイング」、「財務・労務管理」、「法務」の業務をそれぞれ担当し、当該業務について学長を補佐して業務を掌理することを規定している。理事は、学長自ら大学運営に関する能力、大学改革に関する意欲を確認したうえ任命しており、「法務」担当理事は、その専門性から外部の者を任命している。なお、同規則の規定に基づく学長の代理及び国立大学法人高知大学役員会規則に規定する役員会議長の代理として、理事（総務・企画・危機管理担当）を指名している（第498回役員会議事要録（令和6年4月10日開催））。</p> <p>副理事は、同規則において、理事の職務を助ける副理事を置くことができること、理事からの推薦に基づき学長が指名することを規定しており、「総務担当」、「評価・IR担当」の2名の副理事を配置している。</p> <p>副学長は、同規則において、学長を助け校務をつかさどる副学長を、学長が指名することとしており、「総務担当」、「教育担当」（3名）、「研究担当」（人文社会科学系、自然科学系の2名）、「地域連携担当」の7名の副学長を配置している。</p> <p>また、学長特別補佐は、同規則において、学長から特別に指示された事項を処理する者を学長が指名することとされており、危機管理全般に対応する「危機管理担当」、企業から招聘され地域のDXに対応する「DX推進担当」、本学における数理・データサイエンス教育及び情報セキュリティに対応する「データサイエンス教育・情報セキュリティ担当」の3名を配置している。</p> <p>何れの役職についても、面談等を通じて学長が全ての選考を行うことにより、学長をトップとして、大学のビジョンを実現していくための大学運営を行うことが可能な組織となっている。</p> <p>【長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みについては、原則 1 - 4 の記述を参照】</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「国立大学法人高知大学組織規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/110001.pdf ○「国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html ○「第498回役員会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00199254/yakuin498.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		<p>「国立大学法人高知大学役員会規則」を定め、学長、理事で構成する役員会を組織し、法人運営上の重要事項について審議・決定を行っている。</p> <p>適時かつ迅速な審議を行うため、各月 2 回の定例役員会の開催に加え、必要に応じ臨時の役員会も開催している。役員会の議事録は、次回の役員会において承認を得たのち、遅滞なく本学ホームページに公開している。</p> <p>【公表資料】 ○役員会議事録 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/yakuinkai.html</p>
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況	更新あり	<p>「どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのか」は学長及び常勤理事間で共有されている。5名の常勤理事が「総務・企画・危機管理」、「教育」、「研究・医療・評価・IR」、「地域連携・広報・ウェルビーイング」、「財務・労務管理」の業務を所掌しており、これらの業務以外に、倫理・人権問題等、これまでの学内資源だけでは対応が困難な事項に対して、弁護士といった高度な専門性と経験・知見を持ち、本学に新たな見識をもたらす外部理事を 3 名（「地域連携・広報・ウェルビーイング担当」、「財務・労務管理担当」、「法務」）登用することで、専門性の観点や第三者の視点から経営体制を強化している。</p> <p>【公表資料】 ○高知大学役職員の状況 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/yakuin-simei.html ○「国立大学法人高知大学執行体制」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/sikkou_taisei.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>「国立大学法人高知大学経営協議会規則」において、外部委員に関し、「国立大学法人高知大学の役員または職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い見識を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」（第2条第3号）と定めており、教育研究評議会においては、外部委員候補者について、現職、略歴、実績を示し、同会議からの意見を得たうえで学長が任命している。</p> <p>また、経営協議会を開催するにあたり、会議における議論が充実するよう委員に対して資料の事前説明を行っている。また、本学の運営に対して外部委員から意見を聴くため、議題について審議する時間とは区切って、テーマを設定し経営協議会外部委員からご意見をいただいている。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「国立大学法人高知大学経営協議会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120002.pdf ○「経営協議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/keiei_kyogi.html ○「経営協議会学外委員からの意見等への取組状況」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/keiei_kyogi_torikumi.html ○「経営協議会の活性化のための取組みについて（高知大学）」 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/gakunai_kaigi/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	更新あり	<p>学長選考・監察会議が自ら定め公表している「国立大学法人高知大学学長選考基準」に「学内関係者の問題意識を踏まえて学長選考・監察会議が候補者に見解・方策を示すことを求めることとする高知大学の運営における課題と思われる事項について、明確で妥当性があると思われる見解と方針を有する者であること」を令和5年度に追加し、同会議における選考のための議論をより具体的で掘り下げたものとしている。</p> <p>令和5年度に意向投票を廃止し、学内関係者の大学運営に対する問題意識の調査を行い、学長選考・監察会議の審議の参考としている。公表している選考結果、選考過程及び選考理由について、選考手続きの充実を反映して、より具体的で詳細な記述を行っている。</p> <p>【公表資料】 ○学長候補者選考 https://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/ ○学長候補者の選考結果（情報公開等/情報提供のお知らせ/20.国立大学法人法第12条第8項の規定による公表事項等） https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00193924/2023gakutyousenkoukekka.pdf ○国立大学法人高知大学学長選考基準 https://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/</p>
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	更新あり	<p>学長選考等規則第14条第1項において、任期に関し、4年再任有6年限りとして規定している。なお、平成26年度において、学長の任期について学長が適切にリーダーシップを発揮することができるよう改めて検討を行った。その後も選考の都度、学長選考・監察会議において、学長選考基準の審議・確認を行い、任期、再任の可否等についても記載することとしており、求められる学長像等とあわせ公表している。</p> <p>また、令和5年度中に、現行の学長の任期等の設定理由を整理し、公表している。</p> <p>【公表資料】 ○「国立大学法人高知大学学長選考等規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf ○「国立大学法人高知大学学長選考基準」 https://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/ ○「学長の任期、再任の可否等について」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00193771/20240131gakutyoo.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長選考等規則第15条から第18条までの規定において、解任を申し出るための手続について規定し、公表している。また、学長選考基準においても、学長の解任手続について記載し、公表している。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「国立大学法人高知大学学長選考等規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf ○「国立大学法人高知大学学長選考基準」 https://www.kochi-u.ac.jp/gakutyousenkou/
補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	<p>学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学学長の業績評価実施要項を定め、学長選考の適正性を担保するため、学長がその職務を適切に遂行していることを選考時の判断に沿って確認することとしており、学長の任期が4年の場合は在任2年目の末まで、任期2年（再任）の場合は1年目の末までに、学長の任期中の業績について評価し、結果を公表することとしている。また、業績評価の結果を踏まえ、必要があると認める場合は、学長に対して支援及び助言を行うこととしている。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学長の任期中の業績評価結果」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00181440/20230327gyouseki_hyoka.pdf ○「第122回教育研究評議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00200127/kyoiku122.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>	更新あり	<p>学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかということを念頭に、経営協議会及び教育研究評議会において、選任方法を審議し決定の上、その方法により学長選考・監察会議の委員を選任し、その方法・理由を、両会議の議事要録において記載し、公表している。</p> <p>令和6年度においては、以下のとおり選任を行った。</p> <p>経営協議会においては、中立性・公正性担保の観点等から、経営協議会委員の投票により得票上位の者を委員に選出することとし、投票の結果得票上位となった者を選任した（第96回及び第97回経営協議会）。</p> <p>教育研究評議会においては、「学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ」を定めており、その規定に基づき、全学からバランスよく見識のある者を選出するという観点から、学部長6名を選任した（第122回教育研究評議会）。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「第122回教育研究評議会議事要録」 https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00200127/kyoiku122.pdf ○「国立大学法人高知大学内部統制規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120037.pdf ○「国立大学法人高知大学内部統制委員会規則」 https://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120038.pdf
<p>原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本学では、大学総括理事を置いていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>本学は教育・研究・社会貢献活動に加え、経営状況や管理運営状況について、本学ホームページを中心に、幅広く情報の公表を行い、透明性を確保している。</p> <p>内部統制については、平成27年3月25日開催の役員会において、「役員会」を「内部統制委員会」として位置付けることとし、業務の諸課題等については、学長、理事、事務局長、事務局各部長ほかが出席する「本部運営会議」において、随時、報告、意見交換を行い、最終的に役員会で統制を図ることで内部統制システムを運用してきた。</p> <p>監事からの「コンプライアンスに関する監査」に関する報告書を受け、令和2年度に、本学における内部統制について規定した「国立大学法人高知大学内部統制規則」及び「国立大学法人内部統制委員会規則」を制定し、内部統制システムの見直しを行った。</p> <p>令和4年度においては、令和5年3月27日開催の内部統制委員会において、当面の間における本学の内部統制については、次の運用が決定された。 （1）内部統制上の重大な問題発生時の対応、（2）内部統制担当役員の所掌業務における内部統制の運用状況の報告について</p> <p>【公表資料】 ○高知大学における内部統制（概念図） https://www.kochi-u.ac.jp/_files/00149228/4_4-2Internal_control.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>国立大学法人高知大学情報公開に関する規則を定め、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開を適切に行っている。</p> <p>また、法令等に基づき公表することとされている情報について、本学ホームページの「情報公開等」のページを中心に、情報公開を行っている。情報の追加等については、適宜更新を行っている。</p> <p>加えて、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、ホームページ、SNS、広報誌、財務レポート、環境報告書等の情報誌や報告書などにより分かりやすく公表している。また、定例記者会見の実施や報道関係者との懇談会を実施するなど、メディアに対する情報提供の機会も活用した情報の公表にも取り組んでいる。</p> <p>【公表資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報公開等 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/ ○高知大学ホームページ https://www.kochi-u.ac.jp/ ○高知大学facebook https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/ ○高知大学X https://x.com/KochiU_News ○高知大学Instagram https://www.instagram.com/kochi_univ_official/ ○高知大学広報誌 http://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/ ○財務レポート https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/financial_report.html ○環境報告書 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/kankyhouhoukoku.html ○定例記者会見 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/kisyakaiken/index.html ○高知大学概要 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/daigaku_gaiyou/ ○高知大学大学案内 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/kouhou/daigaku_annai.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>ホームページにおいて、幅広く情報を公表するとともに、SNSでは学生を主な対象として情報を公表等し、受験生に向けては入試情報専用のホームページによる情報公表を行うほか、Webも活用したオープンキャンパスの実施や高知大学での学び、学部や入試に関する概要をYouTubeの公式チャンネルで動画として公表するなど、対象、内容、方法等を選択し公表している。なお、ホームページにおいては、学生、卒業生、地域の方など閲覧者に応じたポータルサイトを設け、閲覧者が必要な情報へのアクセスが容易になるよう取り組んでいる。また、自治体、同窓会とは、対面で懇談、交流する機会を設け、情報発信とともに、懇談、交流における関係者からの意見、質問等を各理事の下で業務に活用等する機会とするなどしている。</p> <p>【公表資料】</p> <p>○情報公開等 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/</p> <p>○高知大学ホームページ https://www.kochi-u.ac.jp/</p> <p>○高知大学facebook https://ja-jp.facebook.com/kochiuniversity/</p> <p>○高知大学X https://x.com/KochiU_News</p> <p>○YouTube 高知大学公式入試チャンネル https://www.youtube.com/channel/UC5Gq86CW1STI0FEqk_2MWpw</p> <p>○高知大学Instagram https://www.instagram.com/kochi_univ_official/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生が身につけるべき能力については、各学部・学科・コース、専攻のディプロマポリシーとその根拠となる能力を、【知識・理解】【思考・判断】【技能・表現】【関心・意欲・態度】【統合・働きかけ】の5つの区分に応じて策定し「高知大学教育に関するポリシー」として大学ホームページで公表している。</p> <p>【公表資料】 ○「ディプロマポリシー」 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/06/kyoiku_policy.html</p> <p>学生の大学教育に対する満足度については、在学生調査及び卒業生に対するアンケート調査の結果を、学び創造センター学びの質保証ユニットホームページで公表している。</p> <p>【公表資料】 ○「高知大学まなびのプロフィール」（在学生及び卒業生を対象に実施した調査結果のフィードバック用リーフレット） https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/publications.html#anchor-manabiprof</p> <p>○「卒業生調査結果」及び「高知大学での学びと学生生活に関するアンケート結果」（在学生調査） https://www.kochi-u.ac.jp/daikyo/reports.html</p> <p>卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（卒業率、進学・就職者数並びに主な就職分野及び就職先、教員採用者数・公務員採用者数、国家試験合格状況（医学部））については、「教育情報の公表」として大学ホームページで公表している。</p> <p>【公表資料】 「教育情報の公表」 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/ 「資格取得者数」 https://www.kochi-u.ac.jp/kyoikujoho/06/sikaku_syutoku.html</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	更新あり	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kochi-u.ac.jp/outline/jouhou_koukai/jyouhou_teikyo/index.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 http://www.kochi-u.ac.jp/kms/hsptl/info/outline/selection-director.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 http://www.kochi-u.ac.jp/kms/hsptl/info/outline/safety.html</p>